

別紙 1

東京都新しい公共支援事業 新しい公共の場づくりのためのモデル事業選定審査基準

1 選定の考え方

- (1) 選定のための審査は、非公開とする。(運営委員会で決定する。)
- (2) 各委員は、申請事業毎に採点基準に基づき採点を行う。
- (3) 運営委員が申請者と利害関係*にある場合には、当該申請案件の審査に参加できない。
- (4) 提案者の名称等は、事前にマスキング等を行わない。
- (5) 順位の決定は、採点の合計を採点者の数で除した平均点で行う。
- (6) 事業の選定は、原則、予算額の範囲内で得点の高い順とし選定する。
- (7) 選定されなかった事業の再応募は可能とする。
- (8) 運営委員会は、必要に応じて申請者から意見等を聴くことが出来る。

利害関係とは、運営委員が申請者(団体・組織)に審査時点で属している場合をいう。

2 配点と評価項目

- (1) 配点は、基本配点項目と加点項目の2種類とする。
- (2) 各委員の基本配点項目には、以下の11の評価項目を設け、それぞれ5点を配点し、55満点とする。
- (3) 加点項目は、5点を上限とする。各委員は推奨の度合いにより、0・3・5点の3段階評価により加点を行なう。

ア 基本配点項目(55点)

基本的な視点	評価項目(着眼点)
企 画 の 妥 当 性	趣旨の適合性(支援事業として趣旨が合致しているか)
	事業の目的(地域の課題等が十分に検討されているか)
	事業の新規性・先進性(新規性・先進性の高い事業か)
	実施計画の妥当性(適切なスケジュールになっているか)
事 業 の 効 果	継続性(事業終了後も継続される事業か)
	波及効果(事業成果の波及効果が高い事業か)
	成果目標(成果目標が適正に設定されているか)

履 行 の 確 実 性	実現可能性（確実に実施可能な事業か）
	収支予算の的確性（収支計算書の内容が適正か）
	組織の実行体制の確保（十分な組織・体制を確保しているか）
	自治体との協働状況（自治体との協働体制を確保しているか）

イ 加点項目（5点）

基本的な視点	評価項目 及び （加点方法）
特 記 事 項	基本配点項目以外で評価できる点があるか （推奨の度合いにより0・3・5点の3段階評価で加点を行なう）

3 採点基準

（1）委員は、以下の基準で採点（加点項目を除く）を行う。

- ・非常に優れている 5点
- ・優れている 4点
- ・普通（基準点） 3点
- ・劣っている 2点
- ・非常に劣っている 1点

（2）基本配点の全委員の平均点が30点に満たない場合は、対象事業としない。また、基本配点の項目で「評価項目の要件を満たしていない」（1点）となる採点があった事業についても同様とする。

4 選定

順位の設定は、採点の合計を採点者の数で除した平均点で行い、原則、予算額の範囲内で得点の高い順に選定する。各募集枠を超えた時点で、当該募集枠の募集は終了する。